


令和 6 年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

固定資産税は土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。
償却資産とは、土地・建物以外の事業のために使用している資産で、個人・法人問わず農業や営業所得のある方が所得税（住民税）申告時に作成された収支内訳表の減価償却資産欄に計上されている資産が概ね対象となります。

その償却資産所有者は、1月1日現在、日置市に所有する償却資産を地方税法 383 条により日置市長に申告することになっています。



申告期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、
1月19日（金）までの提出に、ご協力ください。

日置市イメージキャラクター
「ひおくん」

提出先・お問い合わせ先

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市総務企画部税務課固定資産税 1 係

電話 099-248-9412（直通）

申告書を郵送される際の宛先として、ご利用ください。

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市役所 税務課 固定資産税 1 係 行

《目 次》

I	償却資産のあらまし	2
1	償却資産とは	
2	申告義務のある方	
3	対象となる資産	
4	申告対象外の資産	
II	固定資産税（償却資産）の課税	5
1	納税義務者	
2	税額	
3	免税点	
4	過年度更正	
5	実地調査のお願い	
III	償却資産の申告	6
	償却資産申告書の記載例	7
	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例	8
	種類別明細書（減少資産用）の記載例	9

○お知らせ○

- ◆ 各支所地域振興課市民税係でも受け付けます。
- ◆ 郵送で提出される方で、控え（受付印押印済みのもの）が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ 地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告も受け付けてます。eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

土地・建物以外の事業のために使用している資産で、その減価償却額（費）が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

個人・法人問わず農業や営業所得のある方が所得税（住民税）申告時に作成された収支内訳表の減価償却資産欄に計上されている資産が概ね対象となります。

所有者が自ら事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合や福利厚生のために供する場合も含まれます。

2 申告義務のある方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

3 対象となる資産

≪償却資産の種類≫

資産の種類		主な償却資産の一例
1	構 築 物	煙突、広告設備、門、塀、外灯、駐車場や太陽光設備等の舗装緑化施設、ビニルハウス、フェンス、カーポート等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、屋外給排水設備、事業用動力配線、簡易間仕切り、移動可能なプレハブ、厨房設備、屋外ネオンサイン等
2	機 械 及 び 装 置	ガソリンスタンド設備、製造機械設備、木工機械、印刷機械、耕運機等の農機具(車両を除く)、クリーニング設備等
3	船 舶	漁船、モーターボート、貸船、はしけ等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車輛）等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	テレビ、パソコン、事務机、椅子、陳列ケース、美容・理容器具、自動販売機、ルームエアコン、金庫、レジスター、キャビネット、医療機器、看板、等

《業種別の主な申告対象となる償却資産》

業種	主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、LAN設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切り、応接セット、事務机、キャビネット、イス、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備（個人用10kW以上も含む）等
小売業	陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵・冷凍庫等
飲食業	接客用家具、厨房設備、カラオケ機器、冷蔵庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、美顔器、パーマ機、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、脱水機、プレス、ミシン、レジスター等
医療・薬局業	各種医療機器、キャビネット、待合椅子、パソコン等
ホテル・旅館業	ベッド、カーテン、テレビ、冷蔵庫、洗濯設備、製氷機等
娯楽業	パチンコ・パチスロ台、店内放送設備、カード発行機、防犯監視設備、両替機、玉替機等
印刷業	各種印刷機、裁断機、パソコン、作業机、空調設備等
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、コンクリートカッター、粉碎機、測量機器等
自動車整備業、ガソリン販売業	スチームクリーナー、オートリフト、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリンタンク、独立キャノピー、オイルチェンジャー、洗車機、プレス等
農業	農業用建物（ビニルハウス、畜舎、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず、家屋として評価されていないもの）、各種農機具（田植・稲刈り・脱穀機、乾燥機、粃摺り機等）、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、緑化設備、フェンス、側溝、自転車置場、集合郵便受け、宅配ボックス、エアコン、太陽光発電設備、屋外ガス管、屋外給排水管、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用（税務会計上構築物としているもの）、下水道接続工事等
漁業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、漁網等
医療業	X線・CT・MRI装置、心電計、医療用ベッド、手術台等

※ 次の条件に該当する資産も申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (4) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（稼働していないが、すでに完成している資産）

4 申告対象外の資産

- (1) 耐用年数が1年未満の資産（耐用年数が1年未満の資産であっても、個別に減価償却している場合、申告の対象となります。）
- (2) 取得価額が10万円未満の資産で法人税法又は所得税法の規定により、一時に損金算入された資産（少額償却資産）
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行う資産（一括償却資産）
- (4) 自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の課税対象となるべき資産（例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等）
- (5) 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権実用新案権等）

II 固定資産税（償却資産）の課税

1 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産所有者

2 税額

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{\text{取得価額}} & \times & \boxed{\text{耐用年数に}} & \times & \boxed{\text{税率 1.4\%}} & = & \boxed{\text{税額}} \\ & & \boxed{\text{よる減価率}} & & & & \\ & & \underbrace{\hspace{10em}} & & & & \\ & & \text{課税標準額} & & & & \end{array}$$

3 免税点

所有資産の合計課税標準額が150万円未満の時は課税されません。

4 過年度更正

資産について、過年度の内容に訂正がある場合は、資産が増減された翌年度までさかのぼって、更正（修正）します。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

5 実地調査のお願い

申告書受付後、申告内容が適正であるか確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行っています。資料の提出や申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

Ⅲ 償却資産の申告

次に示す「申告の状況」に合わせ、申告書及び種類別明細書を記載し、必要な書類を提出してください。（記載例は7～9ページです。）

申告の状況	提出書類			留意事項
	申告書	種類別明細書		
		増加・全資産用	減少用	
初めて申告される方	○	○ (申告すべき資産があるとき)	×	種類別明細書(増加・全資産用)に資産を記載する。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考欄」に「増減なし」と記載する。
増加資産がある方	○	○	×	登録資産の内容を確認し、増減について、種類別明細書(増加・全資産用又は減少資産用)に内容を記載する。※
減少資産がある方	○	×	○	
増加・減少資産のどちらもある方	○	○	○	
申告すべき資産がない方 事業を廃止した方等	○	×	×	申告書の「18 備考欄」に「資産なし」等詳細を記載する。

※ これまでに申告したことがある方は、申告された内容が種類別明細書に記載されていますので、必ず内容の確認をお願いします。

※ 令和5年1月2日～令和6年1月1日の期間に増減したものについて申告をお願いします。

償却資産申告書の記載例

① 住所 ② 氏名
住所、氏名及び電話番号を記載してください。
※法人の方は法人名及び代表者名を記載してください。

④ 事業種目(資本金等の額)
事業の種目を記載してください。また、資本金等の額も記載してください。
(例1) 農業
(例2) 太陽光発電設備事業

⑤ 事業開始年月
事業を開始した年月を記載してください。

⑧ 短縮耐用年数の承認~⑭ 青色申告
該当する方を○で囲んでください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印

殿

※所有者コード

1 住所 (ふりがな)
① 又は納税通知書送付先
日置市伊集院町郡100番

2 氏名 (ふりがな)
② 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名
ひおき たろう
日置 太郎
(屋号)

3 個人番号又は法人番号

③ 個人番号又は法人番号記載は不要です。

4 事業種目
④ (資本金等の額)
農業
(2 百万円)

5 事業開始年月
平成27 年 2 月

6 この申告に回答する者の氏名及び氏名
日置 花子 (電話 000-0000)

7 税理士等の氏名
日置 次郎 (電話 000-0000)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 日置市伊集院町0000
② 日置市東市来町0000
③ 日置市日吉町0000

16 借用資産 貸主の名称等
⑩ (有) 無) 日置市吹上町0000 日ロロリース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・寄家

18 備考(添付書類等)

⑩ 備考(添付書類等)
添付書類等がある場合は、その内容を記載してください。
また、他に記入する事項がある場合は、その旨記載してください。
(例1) 令和5年8月27日、〇〇支店が、吹上町〇〇〇から伊集院町〇〇へ移転。
(例2) 所有者 日置次郎死亡により、廃業
(例3) 増減なし 等

資産の種類	取得価額			
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したものを (ロ)	前年中に取得したものを (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

種類別明細書の増加資産用・減少資産用から記載してください。

資産の種類	評価額		※ 決定価格		※ 課税標準額	
	十位	千円	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						

⑥ この申告に回答する者の係及び氏名
⑦ 税理士等の氏名
この申告書の内容に回答できる方の氏名及び電話番号を記載してください。

(ホ)~(ト)は記載不要です。

⑩ 事業所用家屋の所有区分
該当する方を○で囲んでください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

日置市

所有者コード		令和6年 1月 1日現在の価格											日置市	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
01	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														

⑦ 耐用年数
資産に対応する耐用年数を記載してください。

③ 資産の名称等
資産の名称や型番等を記載してください。

⑧ 減価残存率~⑪ 課税標準額
記載不要です。

② 資産コード
記載不要です。

④ 数量
資産の数量を記載してください。

① 資産の種類
1~6の数字で記載してください。
1- 構築物
2- 機械及び装置
3- 船舶
4- 航空機
5- 車両及び運搬具
6- 工具・器具及び備品

⑤ 取得年月
取得した年月を記載してください。年号は昭和「3」、平成「4」、令和「5」となります。

⑥ 取得価格
その資産の取得時に通常支出した金額を記載してください。また、消費税については、通常税込価格で記載しますが、法人税法又は所得税法における会計処理で、税抜経理方式を採用している事業者は、税抜で記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他、のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一

種類別明細書(減少資産用)の記載例

令和6 年度

種類別明細書 (減少資産用)

日置市

※ 所有者コード												所有者名	枚のうち	
		令和6年 1月 1日現在の価格											枚目	
行 番 号	資産の 種 別	資産コード	資産の 名 称 等	数	取得年月 年 月	取得価額			耐用年数	減価残存率	課税標準の特例		増加事由	摘要
						千	百	円			率	千		
01	①	②	③	④	⑤	⑥			⑦					
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

6

① 資産の種類
種類別明細書に印字してあるコードを記載してください。

② 資産コード
種類別明細書に印字してあるコードを記載してください。

③ 資産の名称等
種類別明細書に印字してある資産の名称等を記載してください。

④ 数量
減少した資産の数量を記載してください。

⑤ 取得年月
取得した年月を記載してください。年号は、昭和「3」、平成「4」、令和「5」となります。

⑥ 取得価格
減少した資産の取得価格を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価格を記載してください。

⑦ 耐用年数
当該資産に対応する耐用年数を記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他、のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一